

「とび・土工事業」「解体工事業」の経営事項審査を申請される方へ

経営事項審査において業種区分「とび・土工事業」又は「解体工事業」の申請をされる方は、以下の事項についてご注意願います。

○ 完成工事高の記入方法及び工事経歴書の作成について

建設業許可の業種区分が見直され、これまで「とび・土工事業」として行われてきた解体工事業を営む建設業者は、平成28年6月1日以降、新たに設けられた「解体工事業」の建設業許可を受けることになりました。

経営事項審査（以下、「経審」という。）においても、平成28年6月より「解体工事業」の許可を取得した業者は、「解体工事業」について経審を受けることができます。あわせて、平成28年5月まで「とび・土工工事」の完成工事高に含まれていた「解体工事」の完成工事高は、「とび・土工工事」から除外する必要があります。

したがって、平成28年6月1日以降に経審を申請する場合は、これまでの「(旧)とび・土工事業」の完成工事高から、「(新)とび・土工事業」の完成工事高と「解体工事業」の完成工事高を切り分けて申請書に記入するとともに、それに対応した形で「とび・土工工事」と「解体工事」に分類しなおした工事経歴書を提出する必要があります（詳細は後述）。

○解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて

「とび・土工工事」「解体工事」の完成工事高は、前審査対象事業年度および前々審査対象事業年度を含め、すべての事業年度で改正以後の許可区分で記載します。

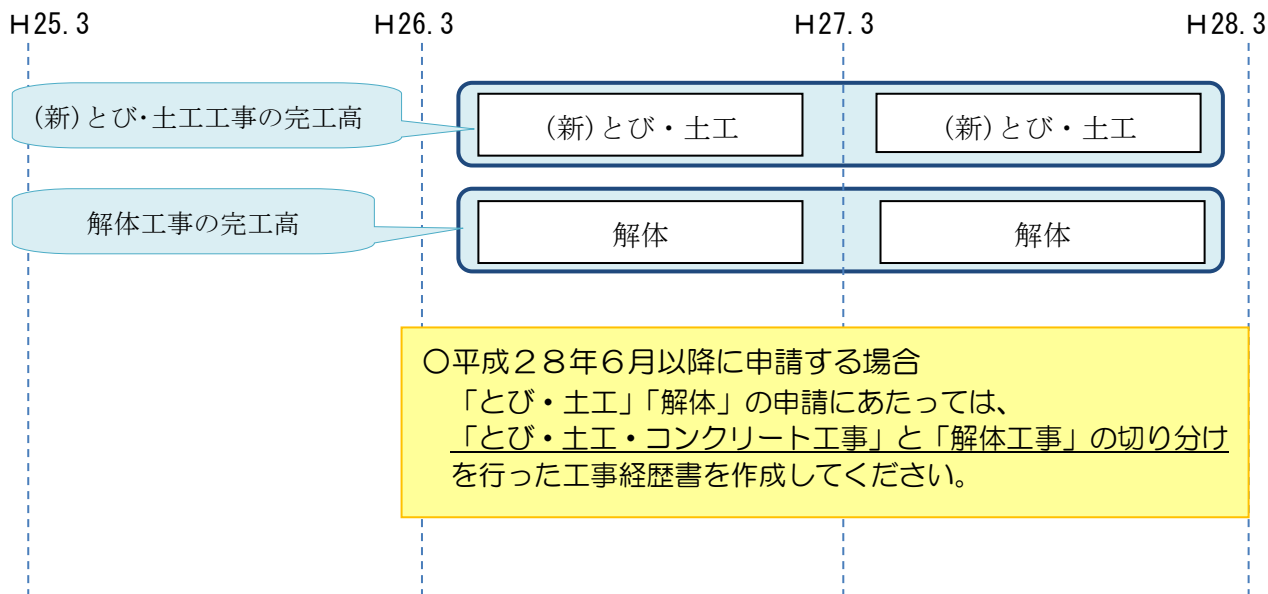
なお、審査の際に「とび・土工工事」「解体工事」のそれぞれの完成工事高を正確に確認するため、完成工事高の2年平均・3年平均の別にあわせて、

・平成28年5月以前に事業年度終了届を提出している年度については、事業年度終了届に添付した「(旧)とび・土工工事」の工事経歴書から切り分ける形で、「とび・土工工事」「解体工事」に分類し直した工事経歴書を、遡って作成し、経審の申請書に添付することが必要です。

・平成28年6月以降に事業年度終了届を提出した年度については、事業年度終了届に添付の工事経歴書で確認します。

「とび・土工工事業」、「解体工事業」いずれか一方しか許可を有していない、又は申請しない場合でも、両方の工事経歴書を添付するようにしてください。

※2年平均の場合のイメージ



(例1) 「とび・土工」のみ を申請する場合(2期平均)

- ・許可業種 : 「とび・土工」、「大工」
- ・経審申請 : 「とび・土工」
- ・審査基準日: 3月31日
- ・完成工事高(単位:千円)

業種	審査基準日		H28.3.31	
	H27.3.31	うち元請	H28.3.31	うち元請
とび・土工・コンクリート工事	50,000	0	60,000	0
うち法面処理工事	0	0	0	0
解体工事	20,000	20,000	30,000	30,000
その他工事(「大工」)	5,000	0	5,000	0
合計	75,000	20,000	95,000	30,000

■工事経歴書

- ・「とび・土工・コンクリート」 ※解体分を除く
- ・「その他(解体工事)」
- ・「大工」

H27.3 期、H28.3 期 分を作成  
 ※「とび・土工・コンクリート」工事の契約書  
 を持参してください。

■別紙一 工事種類別完成工事高 の記載方法

○平成 28 年 8 月申請時

業種 コード	工事の種類	前審査対象工事高		70,000 - 解体 20,000 = とび・土工 50,000	
		H27.3.31		H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
050	とび・土工工事	50,000	0	60,000	0
051	法面処理工事	0	0	0	0
	その他工事	25,000	20,000	35,000	30,000
	合計	75,000	20,000	95,000	30,000

「その他工事」は、経審の対象外の工事金額を記載  
 大工 5,000 + 解体 20,000 = その他 25,000

(例2) 「とび・土工」と「解体」を申請する場合(2期平均)

- ・許可業種 : 「とび・土工」、「解体」、「大工」
- ・経審申請 : 「とび・土工」、「解体」
- ・審査基準日 : 3月31日
- ・完成工事高(単位:千円)

業種	審査基準日		H28.3.31	
	H27.3.31	うち元請	H28.3.31	うち元請
とび・土工・コンクリート工事	50,000	0	60,000	0
うち法面処理工事	0	0	0	0
解体工事	20,000	20,000	30,000	30,000
その他工事(「大工」)	5,000	0	5,000	0
合計	75,000	20,000	95,000	30,000

■工事経歴書

- ・「とび・土工・コンクリート」 ※解体分を除く
- ・「解体」
- ・「大工」

H27.3期、H28.3期 分を作成  
 ※「とび・土工・コンクリート」及び「解体」工事  
 の契約書を持参してください。

■別紙一 工事種類別完成工事高 の記載方法

○平成28年8月申請時

050「とび・土工」は「解体」工事を除いた金額を記載  
 70,000 - 解体 20,000 = とび・土工 50,000

業種 コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H27.3.31		審査対象事業年度 H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
		050	とび・土工工事	50,000	0
051	法面処理工事	0	0	0	0
290	解体工事	20,000	20,000	30,000	30,000
	その他工事	5,000	0	5,000	0
	合計	75,000	20,000	95,000	30,000

「その他工事」は、経審の対象外の工事金額を記載  
 大工 5,000

(例3) 「解体」のみ を申請する場合(2期平均)

- ・許可業種 : 「とび・土工」、「大工」、「解体」
- ・経審申請 : 「解体」
- ・審査基準日: 3月31日
- ・完成工事高(単位: 千円)

業種	審査基準日		H28.3.31	
	H27.3.31	うち元請	H28.3.31	うち元請
とび・土工・コンクリート工事	50,000	0	60,000	0
うち法面処理工事	0	0	0	0
解体工事	20,000	20,000	30,000	30,000
その他工事(「大工」)	5,000	0	5,000	0
合計	75,000	20,000	95,000	30,000

■工事経歴書

- ・「とび・土工・コンクリート」 ※解体分を除く
- ・「解体」
- ・「大工」

} H27.3 期、H28.3 期 分を作成  
 ※「解体」工事の契約書  
 を持参してください。

■別紙一 工事種類別完成工事高 の記載方法

○平成 28 年 8 月申請時

業種 コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H27.3.31		審査対象事業年度 H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
290	解体工事	20,000	20,000	30,000	30,000
	その他工事	55,000	0	65,000	0
	合計	75,000	20,000	95,000	30,000

「その他工事」は、経審の対象外の工事金額を記載  
 大工 5,000 + とび・土工 50,000 = その他 55,000

(例4) 平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工事業の許可を受けている建設業者が  
「とび・土工」の完成工事高を「土木一式」に集合して申請する場合(2期平均)

- ・許可業種 : 「土木一式」「とび・土工」、「大工」
- ・経審申請 : 「土木一式(「とび・土工」の完成工事高を含む。)」
- ・審査基準日: 3月31日
- ・完成工事高(単位:千円)

業種	審査基準日	H27.3.31		H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
土木一式工事		20,000	20,000	20,000	20,000
うちプレストレストコンクリート構造物工事		0	0	0	0
とび・土工・コンクリート工事		50,000	0	60,000	0
うち法面処理工事		0	0	0	0
解体工事		20,000	20,000	30,000	30,000
(参考) 土木+とび+解体		(90,000)	(40,000)	(110,000)	(50,000)
その他工事(「大工」)		5,000	0	5,000	0
合計		95,000	40,000	115,000	50,000

■工事経歴書

- ・「土木一式」
- ・「とび・土工・コンクリート」 ※解体分を含む。
- ・「大工」

H27.3 期、H28.3 期 分を作成

※「土木一式」「とび・土工・コンクリート」  
工事の契約書を持参してください。

■別紙一 工事種類別完成工事高 の記載方法

○平成 28 年 8 月申請時

業種 コード	工事の種類	前審査対象事業年度 H27.3.31		審査対象事業年度 H28.3.31	
		完成工事高	元請完成工事高	完成工事高	元請完成工事高
		010	土木一式工事	90,000	40,000
011	PC工事	0	0	0	0
	その他工事	5,000	0	5,000	0
	合計	95,000	40,000	115,000	50,000

「その他工事」は、経審の対象外の工事金額を記載  
大工 5,000

## ○技術者資格に関わる経過措置について

業種区分「解体工事業」の新設に伴い、技術者の要件についても経過措置が設けられました。

①平成33年3月31日まで、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の技術者として認められる資格（経験）を有する者は、解体工事業の技術者とみなします。

## ○解体工事業の技術者の経過措置用コードについて

①の経過措置により、法改正以降、解体工事業の技術者として認められるためには1年以上の解体の実務経験または登録解体工事講習の受講が必要となる資格者や、そもそも解体の技術者としては認められなくなる資格者（10頁の【参考】参照）であっても、経過措置期間中は解体工事業の技術者として加点されます。この経過措置に関わる技術者の申請にあたっては、別紙「業種別技術職員コード表」のうち「附則第4条該当」と記載のある資格に対応するコード（=アルファベットのついたコード）を使用してください。

具体的な記入方法については、次頁を参照してください。

技術職員名簿記載例（「土木一式」「とび・土工」「解体」で申請する場合）

技 術 職 員 名 簿

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢		業 種			有 資 格			講習 受講	業 種	有 資 格			講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	
						3	5		区 分 コ ド	区 分 コ ド	区 分 コ ド			10	区 分 コ ド	区 分 コ ド			区 分 コ ド
1		A田●夫			6	2	0	1	1	1	3	1	2	9	1	1	3	1	00011234567
2		B川△郎			6	2	0	1	1	1	3	1	2	9	1	1	C	1	01011357924
3		C山○子			6	2	0	5	0	0	2	2	2	9	0	0	2	2	
4		D本×太			6	2	0	5	2	7	3	2	2	9	2	7	A	2	
5	○	E井※司			6	2	2	9	0	6	0	2							

「解体」の業種コードは「29」。  
「解体」の経審受審者のみこのコードを使用可能。

経過措置により「解体」の技術者とみなす技術者には、アルファベット付コードを使用。実務経験を有した等、解体の技術者要件を満たした場合は通常のコードを使用。

(名簿記入内容内訳)

技術者氏名		業 種	資 格		点 数	
			コード	コード		
A田●夫	①	土木一式	01	一級土木施工管理技士	113	5
	②	解体	29	一級土木施工管理技士	113	5
B川△郎	①	土木一式	01	一級土木施工管理技士	113	5
	②	解体	29	経過措置扱いの一級土木施工管理技士	11C	5
C山○子	①	とび・土工	05	実務経験10年経過	002	1
	②	解体	29	実務経験10年経過	002	1
D本×太	①	とび・土工	05	コンクリート圧送施工(2級)	273	1
	②	解体	29	コンクリート圧送施工(2級)	27A	1
E井※司	①	解体工事業	29	解体工事(登録技術試験)	060	2



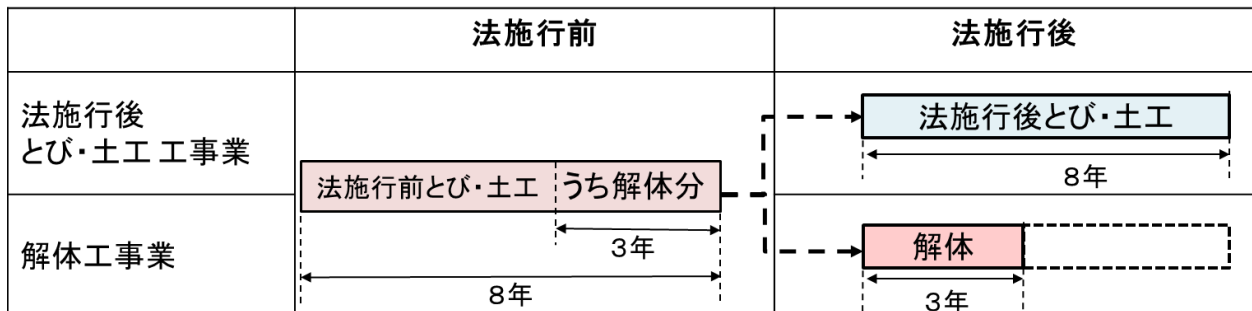
○解体工事の技術者として申請する場合の必要書類の例

技術者	コード	書類
A田●夫	1 1 3	技術者資格証等の写し、 <u>実務経験証明書又は講習修了証</u>
B川△郎	1 1 C	技術者資格証等の写し
C山○子	0 0 2	解体工事の実務経験証明書（※実務経験の考え方については下記参照）
D本×太	2 7 A	技術者資格証等の写し
E井※司	0 6 0	技術者資格証等の写し

○法施行前後の「とび・土工」及び「解体」の実務経験年数についての取扱い

- ◆ 新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆ 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。

法施行前、法施行後の実務経験の算出例



※ 解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

（注意）実務経験のみで技術者となる場合は、技術者要件を満たす実務経験年数が必要。

## 【参考】解体工事業の技術者要件

## ●解体工事業の技術者資格

○次のいずれかの資格を有する者

- |   |   |         |
|---|---|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級土木施工管理技士※ 1</li> <li>・ 1 級建築施工管理技士※ 1</li> <li>・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※ 2</li> </ul> | } | 監理技術者資格 |
|---|---|---------|
- 
- ・ 2 級土木施工管理技士（土木） ※ 1
  - ・ 2 級建築施工管理技士（建築又は躯体） ※ 1
  - ・ とび技能士（1 級）
  - ・ とび技能士（2 級）合格後、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
  - ・ 登録解体工事試験
- 
- ・ 大卒（指定学科）3 年以上、高卒（指定学科）5 年以上、その他 10 年以上の実務経験
  - ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
  - ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
  - ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

※ 1 平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※ 2 当面の間、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

## ●経過措置により令和 3 年 3 月 31 日までは解体工事業の技術者とみなされる資格（法改正以前のとび・土工の技術者資格）

1 級・2 級建設機械施工技士、2 級土木施工管理技士（薬液注入）、農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）、技能士（型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、地すべり防止工事）